

# 知的財産政策

## 第10回

令和2年6月12日(金)

加藤 浩

[katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp](mailto:katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp)

# 文化多様性と生物多様性

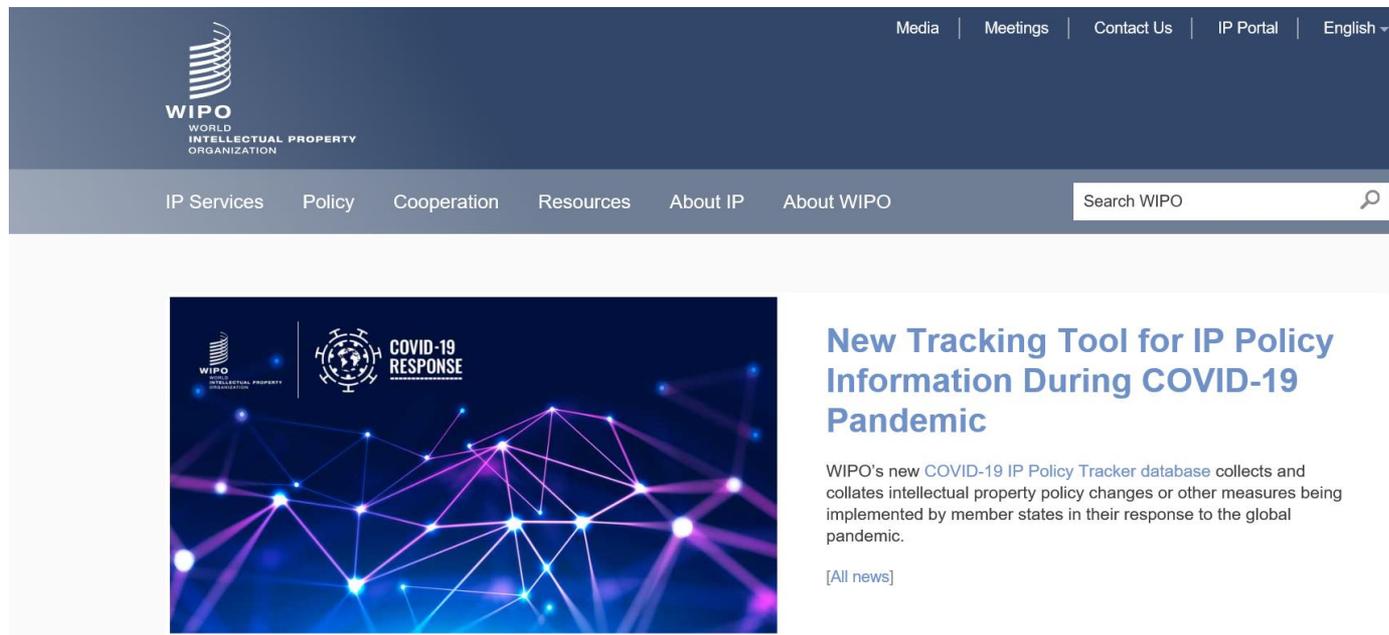
**第1部. 文化多様性の保護**

**第2部. 生物多様性の保護**

# WIPOの概要

# 世界知的所有権機関 (WIPO)

- 世界知的所有権機関 (WIPO) は、ジュネーブに本部を有し、ニューヨーク、シンガポール、リオデジャネイロ、東京に支部を有する。
- 世界の知的財産政策の中心的役割を有している。



The image shows a screenshot of the WIPO website. The top navigation bar includes links for Media, Meetings, Contact Us, IP Portal, and English. Below this is a search bar labeled 'Search WIPO'. The main content area features a featured article with a blue and purple network graphic background. The article title is 'New Tracking Tool for IP Policy Information During COVID-19 Pandemic'. The text below the title states: 'WIPO's new COVID-19 IP Policy Tracker database collects and collates intellectual property policy changes or other measures being implemented by member states in their response to the global pandemic.' There is also a link for '[All news]'.

# WIPOの経緯

年	組織名
1883年	パリ条約の国際事務局
1886年	ベルヌ条約の国際事務局
1892年	知的所有権保護合同国際事務局 (BIRPI)
1970年	世界知的所有権機関 (WIPO)

# WIPO設立条約

1883年 パリ条約

1886年 ベルヌ条約

1892年 BIRPI設立条約

1967年 WIPO設立条約

1970年 WIPO設立条約の発効  
(WIPOの設立)

# WIPOの概要

## 1. 経緯

- 特許・商標などの工業所有権の保護に関するパリ条約、及び文学・美術作品の保護に関するベルヌ条約の事務局を前身とし、1970年に発効した条約により設立。
- 1974年、国連第14番目の専門機関となる。加盟国は193か国(2020年2月現在)。

# WIPOの概要

## 2. 活動目的

- 全世界における知的所有権の保護の促進

## 3. 活動内容

- 知的財産権に関する条約の管理
- 各国の知的財産法(国内法)の調和

# WIPOの概要

## 4. 活動規模

### (1) 予算

- 年間の予算は約7億スイスフラン(約7百億円)。
- 収入は、各国からの分担金及び国際登録制度の手数料収入からなるが、手数料収入が9割以上を占めている点が特徴的。

# WIPOの概要

## (2) 事務局

●事務局長：フランシス・ガリ

オーストラリア国籍（1951年生まれ）

2008年10月より現職。

※2020年10月より、新事務局長として、ダレン・タン（シンガポール）が就任する。

●スタッフ（正規ポスト）は約1000人。

うち日本人は30人程度。

# 条約の管理

- 知的財産権に関する条約の事務管理
- 新しい知的財産権に関する条約の締結

加盟国：193か国(2020.02現在)

- 基本条約：**パリ条約**(産業財産権)、**ベルヌ条約**(著作権)
- 特許権：**特許協力条約**(PCT)、**特許法条約**(PLT)等
- 商標権：**マドリッド協定議定書**、**商標法条約**(TLT)等
- 意匠権：**ハーグ協定**、等
- 著作権：**ローマ条約**、**レコード保護条約**、**著作権条約**(WCT)、**実演・レコード条約**(WPPT)等

# 世界知的所有権デー

- 世界知的所有権デー「4月26日」は、「世界知的所有権機関を設立する条約」が1970年4月26日に発効したことに由来する。
- この日には、世界知的所有権機関及び世界各国で、知的財産制度に関する種々の記念行事が開催される。



# 1. 文化多様性の保護

# 伝統的知識

- 伝統的知識とは、民謡、民芸品(手工芸品)、伝統的な薬学の知識(薬草の知識や疾病の治療法等)や伝承されるその他の生活の知恵等を総称して言う。
- 伝統的知識には、明確な定義はないが、伝統を基礎とする創造、イノベーション、文学、芸術若しくは科学的作品、実演及び意匠を含む広い概念である。
- かかる知識は、世代から世代に伝えられることが多く、かつ一定の民族若しくは土地に関連することが多い。

# フォークロア

- フォークロアとは「民俗」の意味で、ファッションでは**民族調のスタイル**を指す。2002年に大きなトレンドになった。
- フォークロアは、「フォークロアの表現」とも言われ、4つに分類される。すなわち、**①言葉による表現**（民話、伝統的な詩等）、**②音楽の表現**（民謡、楽曲等）、**③行動による表現**（伝統舞踊、演劇、祭式の芸術的形態等）、**④有形の表現**（絵、彫刻、**陶器、衣装**等）である。



# WIPO

- 従来から、途上国は、自国に豊富に存在している「**遺伝資源・伝統的知識・フォークロア**」に対して、**知的財産に関する現行の国際ルールの下で十分な保護が与えられていない**として強い不満を有していた。
- これを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について専門的に議論を行うため、WIPO 内に「**知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会 (IGC)**」が設置され、議論が進められてきた。



# WIPO

- 2018年8月、12月及び2019年3月に行われた**第37～39回・IGC会合**では伝統的知識・伝統的文化表現について集中的な議論が行われ、**テキストの保護対象、保護範囲、受益者、保護アプローチ**といった論点について検討がされた。
- とくに、「**伝統的知識の定義**」について意見が分かれて合意に至らず、このため、具体的な保護の在り方への議論が進んでいないのが現状である。

# UNESCO

- ユネスコにより、1972年に「世界遺産条約」が成立し、2003年に「無形文化遺産保護条約」が成立した。
- ユネスコにより、2001年に「文化多様性に関する世界宣言」が合意され、2005年に「文化多様性条約」(文化的表現の多様性の保護と促進に関する条約)が採択された。
- この一連の動きの中で見逃してならない点として、「モノの文化からこころの文化へ」という流れがある。

有形文化から無形文化へ・・・

# 世界遺産条約

- 世界的に重要な**自然、文化遺産を保護**するため、1972年のユネスコ総会で採択。加盟国の拠出による世界遺産基金で貴重な自然、文化遺産を保護している。
- 2020年1現在、**世界遺産は1121件**（日本：23件）、**条約締約国は、193か国**である。

ピサの  
斜塔

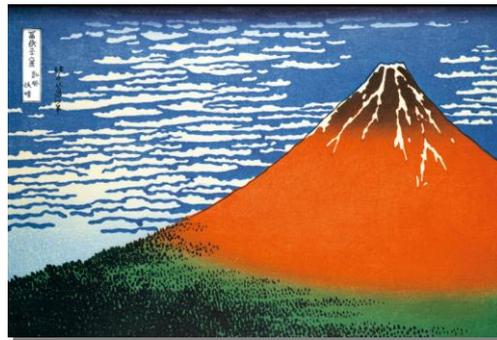
ピサの斜塔(イタリア)

タージマ  
ハール

タージマハール(インド)

# 富士山

- ユネスコは、2013年6月、「富士山」(山梨、静岡両県)を世界文化遺産に登録した。富士山は古来、日本の象徴として日本人の山岳信仰や葛飾北斎らの浮世絵の題材にもなり、**文化的意義が評価**された。



# 軍艦島

- 2015年7月5日、明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産に指定されることが決定した。西洋の産業化が日本に伝わり、初めて成功した例として歴史的な価値が認められた全国23の施設が該当している。
- 「軍艦島」の通称で知られる長崎県端島などが有名。

軍艦島

# 沖ノ島

2017年7月15日

- 今年7月、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコの世界文化遺産に登録されました。島自体が御神体とされ、一般の入島が禁じられた沖ノ島。4～9世紀にかけて、国家の安寧を願う国家的な祭祀が行われていました。

沖の島

# 百舌鳥(もず)・古市古墳群

2019年7月6日

- 大阪府堺市などに広がる**百舌鳥(もず)・古市古墳群**が世界文化遺産に登録された。古墳と歩み続けてきた人たちは喜びにひたりつつ、「**世界遺産登録はゴールではなく、スタート**」と、これからの課題を見据える。

百舌鳥

# 無形文化遺産条約

- 2003年のユネスコ総会で採択され、2006年に発効した、**無形文化遺産の保護**に関する条約。(締約国178か国／2019年3月現在)
- 世界遺産が建造物や自然環境など有形のものを対象とするのに対し、無形文化遺産は、**民族文化や民間伝承(フォークロア)の保護**を目的としている。

ヤワン・クリ

ワヤン・クリ(影絵芝居／インドネシア)【無形文化遺産】

# 和食

- 2013年10月、「和食」が、無形文化遺産に登録されることが決まった。フランス料理や地中海料理、メキシコ料理などと並び、人類の創造性を証明する大切な文化として世界に認められることになった。



# 和紙

2014.11.27 産経ニュース

- 国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、日本政府が推薦した「**和紙 日本の手漉(てすき)和紙技術**」を無形文化遺産に登録することを決めた。
- 去年の「和食」に続き2年連続の登録決定で、文化庁では「**日本の文化や伝統工芸の水準の高さを国際社会にアピールする原動力にしたい**」と期待している。

和紙

# 京都祇園祭

2016/12/1

- 国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、「京都祇園祭の山鉾(やまほこ)行事」(京都)など18府県の33件の祭りで構成する「山・鉾・屋台行事」を無形文化遺産に登録する。日本の無形文化遺産は能楽や歌舞伎、和食などを含め計21件となる。
- 山や鉾、屋台行事について、各地の文化を反映した華やかな飾り付けが特徴で伝統技術が維持され、世代を超えた人々を結びつける重要な役割がある。登録により、各地の地域おこしや観光客誘致に弾みがつくことが期待される。

京都祇園  
祭

# 男鹿(おが)のナマハゲ

2018.11.29

- 国連教育科学文化機関(ユネスコ)の政府間委員会は、無形文化遺産に「男鹿(おが)のナマハゲ」(秋田県)など8県の10行事で構成される「来訪神(らいほうしん) 仮面・仮装の神々」を登録することを決定した。

ナマハゲ

# 文化多様性条約

2005年10月

## 第1条 目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

(a) 文化的表現の多様性を保護し、及び促進すること。

...

(e) 文化的表現の多様性を尊重することを促進し、その価値に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。

アイヌ

アイヌ古式舞踊(日本)  
【無形文化遺産】

# 文化多様性条約

2005年10月

## 第2条 基本原則

### 6 持続可能な開発の原則

文化の多様性は、個人及び社会にとって**豊かな資産**である。  
文化の多様性の保護、促進及び維持は、現在及び将来の  
世代のための**持続可能な開発**にとって**基本的要件**である。

タンゴ

タンゴ(アルゼンチン)  
【無形文化遺産】

# 文化多様性条約

2005年10月

## 第20条 他の条約との関係

1 締約国は、この条約に基づく義務及び自国が締約国である他のすべての条約に基づく義務を誠実に履行することを確認する。したがって、締約国は、この条約を他のいかなる条約にも従属させることなく、次のことを行う。

...

(b) 自国が締約国である他の条約を解釈し、及び適用するとき又は他に国際的義務を負うときは、締約国は、この条約の関連規定を考慮に入れる。

知的財産分野の国際法と調和

# 文化多様性と知的財産

UNESCO

WIPO

世界遺産条約

知的財産条約

無形遺産条約

伝統的知識の保護

文化的保護

公共財

文化多様性条約

経済的保護

私有財

# まとめ

- UNESCOによる取り組みは、世界遺産条約の策定に加えて、無形資産条約を策定し、有形から無形にシフトしてきた。その後、文化多様性に関する世界宣言（2001年）の下、文化多様性条約（2005年）が策定された。
- WIPOによる取り組みとしては、知的財産分野の国際法の策定が進められてきたが、近年、民間伝承（フォークロア）を含む伝統的知識の保護が重要な課題になっている。
- こうして、UNESCOとWIPOは、文化多様性（伝統的知識）において接点を持つことになり、今後は、両者の調整が求められている。（文化多様性条約20条の解釈など）

## 2. 生物多様性の保護



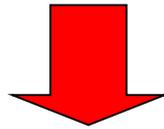
# 遺伝資源

- 「遺伝資源」とは、遺伝の機能を備えた**生物由来の素材**。医薬品・食品・材料・エネルギー・環境など幅広い分野で研究・産業に利用される。
- 将来利用される可能性があるものや、人類にとって潜在的な価値を有するものも遺伝資源に含まれ、**地球上のほぼすべての動植物や微生物**が該当する。

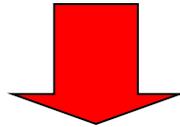


# グリーンラッシュの始まり

●生物資源の所在は・・・途上国！  
(インド等のアジア、ペルー、ブラジル等の中南米...)



●先進国が途上国の生物資源(植物)を求めて殺到

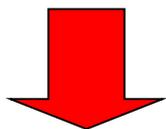


●グリーンラッシュの始まり

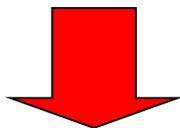
【注釈】ゴールド(金)を求めて鉱脈に殺到したゴールドラッシュと同様に、生物資源を求めて途上国に殺到する状況。 36

# バイオパイラシーの問題

●グリーンラッシュにより、途上国の生物資源（植物）が無償で利用されている。



●これは生物資源（植物）の盗賊行為である？



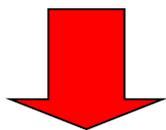
●バイオパイラシーの問題



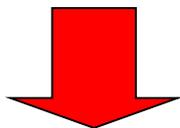
【注釈】海賊船による盗賊行為と同様に、先進国が途上国の生物資源（植物）を略奪しているとして、インドの学者が「バイオパイラシー」と命名した。

# 生物多様性条約へ

● バイオパイラシーの問題は、国際的な議論へ



● 遺伝資源の研究等から生ずる利益は・・・  
遺伝資源の提供国（途上国）に利益配分すべき。



● 生物多様性条約の発効（1992年）

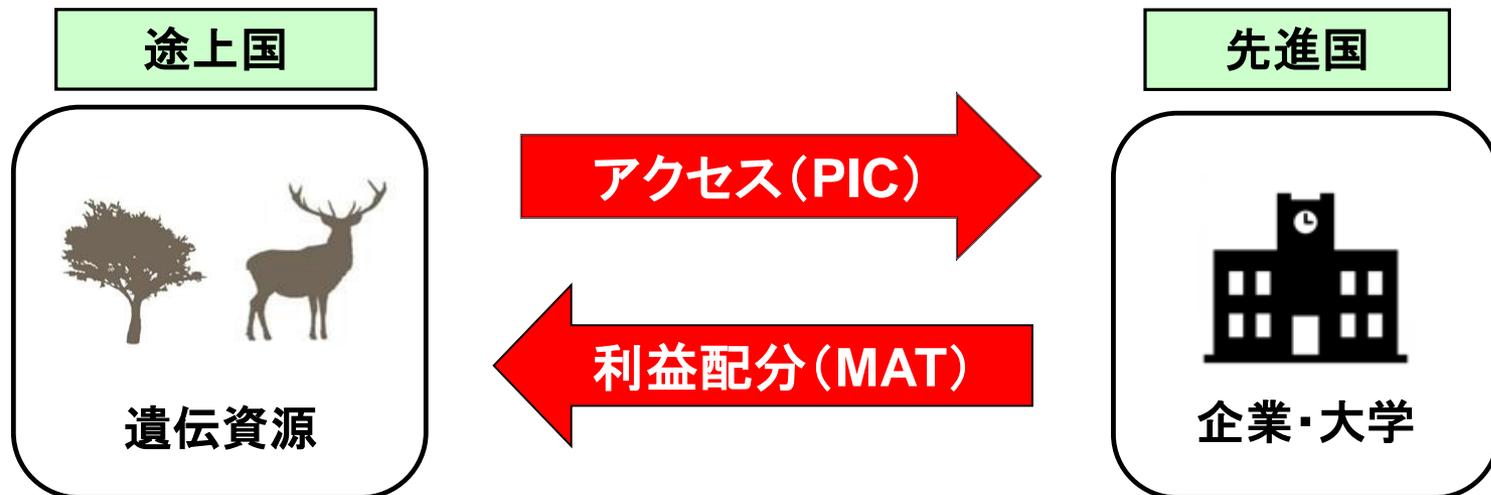


**【条文】生物多様性条約**

**第15条 遺伝資源の研究等から生ずる利益を遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分すべきである。**

# 生物多様性条約

- ① 遺伝資源を利用するときは、相手国から「事前の同意 (Prior Informed Consent: PIC)」を得ること。
- ② 遺伝資源を利用するときは、相手国に、「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT)」で利益配分すること。



# 生物多様性条約

➤ 生物多様性条約の目的は、

① 生物多様性の保全

② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

※ 遺伝資源の保有国は、遺伝資源の保全をしたことで、利益配分を受け  
ける権利があり、その利益を今後の遺伝資源の保全に使いたい。

➤ ③については、**知的財産制度との衝突**が発生している。

※ 知的財産制度においては、利益は「配分」ではなく、「独占」が原則。

# 生物多様性条約

- 生物多様性条約は、知的財産制度の観点から**十分な議論がないまま成立**した(1992年)。従って、生物多様性条約と知的財産条約は、**整合性**がなされていない。
- とくに、知的財産条約では**独占的権利**を付与するのに対して、生物多様性条約では、**公正かつ衡平に利益配分**することが義務化され、両制度が衝突している。
- 2010年10月、第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催され、「**名古屋議定書**」が採択され、**公正かつ衡平に利益配分**することが明確化された。これに基づいて、2017年8月、国内ルールとして「**ABS指針**」が施行されている。

# WIPO

- 2000年に、「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会 (IGC)」を設置して、この問題を議論している。
- 途上国は、これまで利益配分が十分になされていないことから、特許明細書に遺伝資源の出所を開示させることで、利益配分が的確に行われるようにすることを主張している。
- 日本や米国は、特許明細書に遺伝資源の出所を開示させることは、特許法の趣旨と整合しないこと(出願人への負担)から、反対の立場である。

出所開示問題



# WIPO

- 2018年6月に行われた**第36回・IGC会合**では**遺伝資源**について集中的な議論が行われ、**政策目的、保護対象、出所開示**といった論点について検討がされた。
- 途上国は、**遺伝資源の不正使用防止のためには遺伝資源の出所を特許出願において開示**させ、**不遵守の場合には特許無効等の制裁を科すことが必要であると主張**とした。
- 一方、**先進国(日本・米国等)**は、**遺伝資源の出所は特許制度とは直接関係ないばかりか、出所開示の義務化は特許制度に悪影響を及ぼし、イノベーションを阻害**しかねないとの懸念から、その導入に反対した。

特許庁「特許行政年次報告書2019」(2019年7月)

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開平6-172388

(43)公開日 平成6年(1994)6月21日

(51)Int.Cl.<sup>5</sup>

識別記号

庁内整理番号

F I

技術表示箇所

C 0 7 K 13/00

8517-4H

A 2 3 L 1/222

2121-4B

C 0 7 K 3/02

審査請求 未請求 請求項の数2(全7頁)

### 【特許請求の範囲】

【請求項1】ミラクリン含有原料から酸性緩衝塩水溶液によって、抽出することを特徴とする**ミラクリンの製造方法**。

【請求項2】請求項1記載の酸性緩衝塩水溶液がpH3.5~5.5の範囲であることを特徴とする**ミラクリンの製造方法**。

出願人 000005991

三菱石油株式会社

東京都港区虎ノ門1丁目2番4号

### 【0002】

【従来の技術】**西アフリカ原産の植物(Richadella dulcifica)、通称ミラクルフルーツ**には、これを食べた直後に酸味のを味わうと甘く感じるという独特の性質を持っている。そして、この作用は甘味誘導物質ミラクリンによることが知られている。

特開2012-246267

(P2012-246267A)

(43) 公開日 平成24年12月13日(2012.12.13)

## 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

アスパラチンおよびアスパラチン類縁体から選択される1種類または2種類以上を含有するキサンチンオキシダーゼ**阻害剤**。

## 【請求項2】

アスパラチンおよびアスパラチン類縁体から選択される1種類または2種類以上を含有する**痛風予防剤**。

## 【請求項3】

請求項1記載のキサンチンオキシダーゼ阻害剤を含有することを特徴とする**飲食品**。

			テーマコード (参考)
31/351			4B018
43/00	111		4C062
19/06			4C086
1/30		B	
1/30		Z	
請求 有 請求項の数 4 O L			(全 8 頁) 最終頁に続く

(71) 出願人 000108812  
 タマ生化学株式会社  
 東京都新宿区西新宿一丁目23番3号

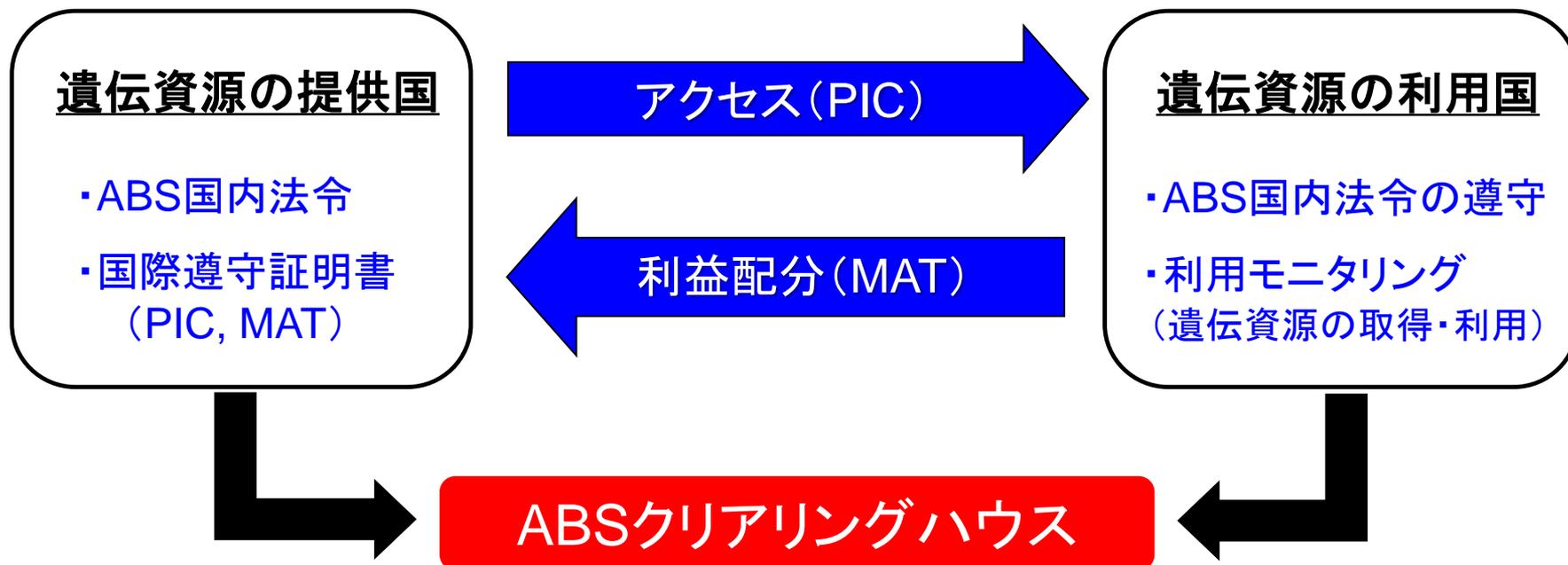
(71) 出願人 304026696  
 国立大学法人三重大学  
 三重県津市栗真町屋町1577

## 【0008】

一方、アスパラチン(Aspalathin: 2',3,4,4',6'-pentahydroxy-3-C-β-D-glucopyranosyldihydrochalcone、化1)およびその類縁体、例えばノソファジン(Nothofagin: 2',4,4',6'-tetrahydroxy-3-C-β-D-glucopyranosyldihydrochalcone、化2)は、**南アフリカ、ケープ・プロバンス西部セタルバーグ山脈に自生あるいは栽培されているマメ科の低木植物**であるルイボス葉に含まれるフラボノイドである。

# 名古屋議定書

- 2010年10月、「**生物多様性条約・名古屋議定書**」が採択され、**具体的な枠組み**が規定された。(現在の加盟国:122か国／2020年3月現在)



※ABS = Access and Benefit Sharing (アクセスと利益配分)

# 名古屋議定書

- ① 遺伝資源の提供国は、ABSに関する国内法令（ABS国内法令）を策定し、生物多様性条約（事務局）のホームページにある「ABSクリアリングハウス」に公開する。
- ② 遺伝資源の提供国は、PIC及びMATについて証明する許可証（国際遵守証明書）を交付し、それを「ABSクリアリングハウス」に公開する。



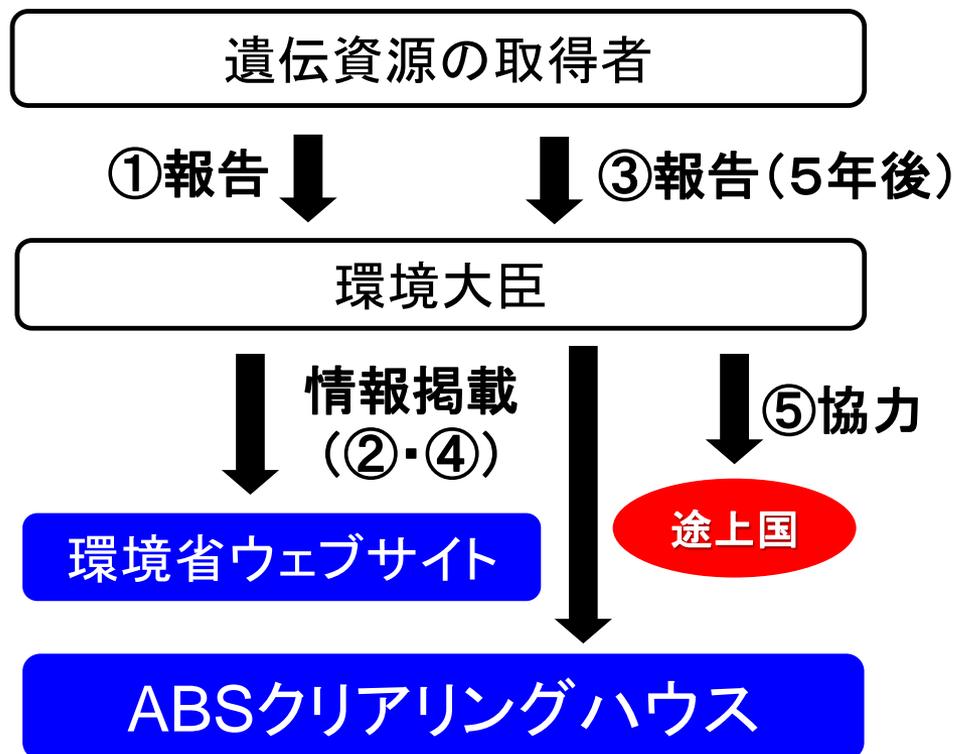
# 名古屋議定書

- ③ 遺伝資源の利用国は、自国で利用される遺伝資源が、遺伝資源の提供国のABS国内法令を遵守して取得されたこととなるような**国内措置**を実施する。
- ④ 遺伝資源の利用国は、遺伝資源の利用について**モニタリングするチェックポイント**を設置する。



# ABS指針

- 日本では、2017年8月20日、「名古屋議定書」に基づく国内措置として、「**ABS指針**」が施行された。今後は、「ABS指針」に従って対応することが必要である。



# ABS指針

- ① 遺伝資源の取得者は、「国際遵守証明書」が国際クリアリングハウス (ABSクリアリングハウス) に掲載後6月以内に、その旨を環境大臣に報告する。
- ② 環境大臣は、①の報告から概ね5年経過後、必要に応じて、遺伝資源の取得者に対して、遺伝資源の利用に関連する情報の報告を要請する。

# ABS指針

- ③環境大臣は、①②の情報を、**環境省ウェブサイト**に掲載するとともに、国際クリアリングハウスに提供する。
- ④遺伝資源の提供国から**ABS国内法令の違反の申立て**があった場合、環境大臣は、遺伝資源の取扱い者に対して**情報提供**を求め、その情報を締約国に提供する。

# 諸外国の状況

- 名古屋議定書を締結している99か国・EUのうち、30か国・EUにおいては、国内措置を整備済である(下記表)。
- これらの国において遺伝資源にアクセスする場合には、ABSクリアリングハウスに掲載されている国内措置を遵守してABS活動を行うことが必要である。

【アジア】インド、ベトナム

【欧州】ハンガリー、デンマーク、スペイン、ベラルーシ、ノルウェー、スイス、アルバニア、クロアチア、スロバキア、イギリス、ドイツ、フィンランド、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、マルタ、EU

【中南米】メキシコ、グアテマラ、ペルー、ドミニカ共和国

【アフリカ】エチオピア、南アフリカ、コートジボアール、ブルキナファソ、ケニア、ウガンダ、ブルンジ、マラウイ

# インド生物多様性法

- 外国人、非居住インド人、・・・は、NBAの事前の承認なしには生物多様性に関連する活動を行うことはできない。
- インド原産またはインドから取得された生物資源に関する研究結果を、NBAの事前の承認なく上記の人や組織に移転することが禁じられる。
- インドから得られた生物資源に関する生物学的調査または情報に基づく発明について、インド内外での知的財産権を申請する者はすべてNBAの事前の承認を得ることが要求される。



# インド生物多様性法2002

- **第3条:国家生物多様性局の承認なしに活動できない者**
  - 外国人、非居住インド人、インド国内に活動拠点を持たず登録していない法人あるいは組織、および登録はしているが出資者や経営陣の中にインド人以外が参加している組織
- **第4条:国家生物多様性局の承認なしに成果を移転してはならない**
  - インド産の生物資源に関する研究成果を、生物多様性局の事前の承認なく上記の人や組織に移転することが禁じられている
- **第6条:国家生物多様性局の承認なしに知的財産権の申請の禁止**
  - インドで得られた生物遺伝資源に関する生物学的調査または情報に基づく発明について、インド国内外で知的財産権を申請する者はすべて生物多様性局の事前の承認を得ることが要求される

# 昆虫研究者がインド生物多様性法により 有罪判決

- **インド国立公園で昆虫収集を行っていた2名のチェコ人昆虫学者が逮捕**
  - Darjeelingの地方裁判所でKuchera Emilは**3年禁固と5万ルピーの罰金**、Petr Svachaは**2万ルピーの罰金刑**
- **インド生物多様性法2002第3条違反**
  - 外国人はインドで遺伝資源に関する活動はできない
- **インド内外の研究者の間に、昆虫の研究活動に対して当局に逮捕されるとの恐れ**
  - 昆虫研究の活動を手控える結果、国際学術研究の低下
- **遺伝資源研究なくして遺伝資源保護はない**

# ブラジル生物多様性法

2006年6月に、ブラジルで、バイオパイラシーに関する新法が制定され、ブラジル原産種を無許可あるいは利益配分せずに輸出等を行った場合、**最高2000万米ドル(約22億円)の罰金**(絶滅種の場合は2倍)が課せられること、これは特許権にも影響する可能性があること、そのエンフォースメントを**ブラジル環境省と海軍**が行うこと等が規定されている。



# ブラジルにおける生物多様性条約関連の 暫定措置令No. 2.186-16/1号

## ● 第1条: 目的及び範囲

- 科学研究、技術開発、バイオプロスペクティングを目的とする遺伝資源へのアクセスと、関係する伝統的知識へのアクセスと利益配分、
- 遺伝資源と伝統的知識から派生した開発品が得た利益の公正で衡平な配分

## ● 第2条: アクセス許可

- 遺伝資源へのアクセスは連邦政府の規制当局の許可が必要 条件、制限、利益配分は施行令によって規定

## ● 第24条、第25条: 利益配分

- 契約当事者間で公正かつ衡平な利益配分がされる
- 連邦政府が当事者でない場合でも、連邦政府に確実な利益配分が必要

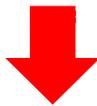
# 霊長類研究者がブラジル生物多様性法 により有罪判決

- アマゾンの霊長類研究者:  
Marc van Roosmalen
- 20年間アマゾンで研究、7種の新種のサルを発見
- ブラジル生物多様性関連法違反で逮捕、2007年釈放
  - ① 15年9ヶ月の拘禁刑
  - ② 約8万ドルの罰金
  - ③ 判決理由: 許可なく動物保持、飼育、窃盗
- 森林開発業者の圧力

Marc van  
Roosmalen

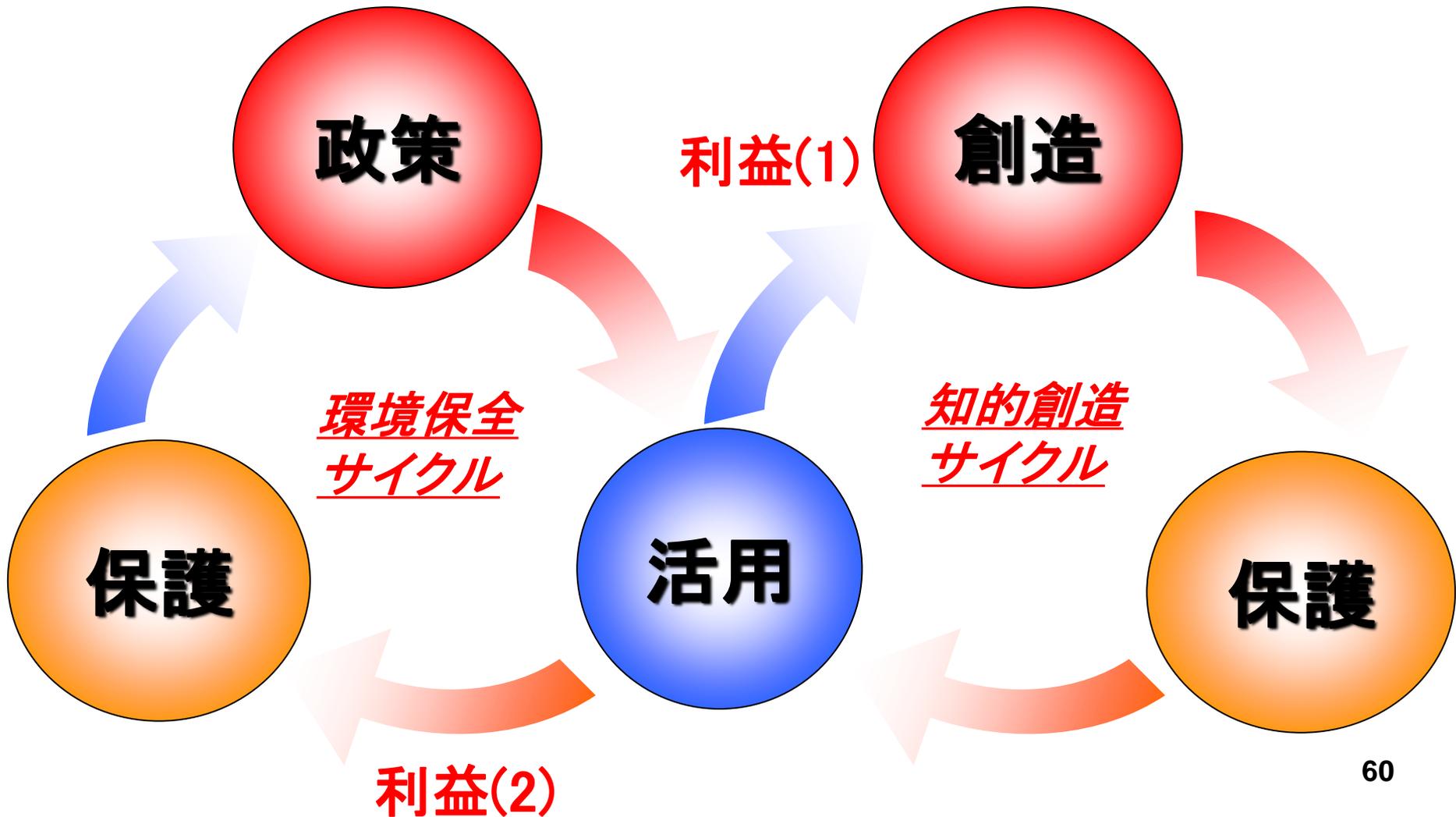
# インドネシアのインフルエンザ

- インドネシア政府は、世界流行の可能性のあるH5N1型鳥インフルエンザウイルス標本を、2007年以来、WHOのインフルエンザ監視システムGISNに提供するのを拒み続けていた。
  - インドネシアで分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスには、インドネシアの**主権的権利**が及ぶと考えた。
  - ウイルス標本提供の見返りとして**ワクチンの安価な供給**を要求していた。



- 2010年10月：**和解**

# 新たな知財政策の視点



# 新たな知財政策の視点

- 知的創造サイクルは、知的財産から次の知的財産を生み出すことにより、持続的なイノベーションを実現するために有効な政策である。
- しかしながら、グローバルな視点からは、知的創造サイクルを他の公共政策に活かすことにより、知的財産政策を広く公共政策全体にリンクさせることが有効である。
- このような政策は、遺伝資源のような環境政策のほか、厚生行政(医療・医薬)や文化政策(地域政策)などにも有効であると考えられる。

# 参考文献

<第10回> 「地域政策と知的財産権」(6月12日(金)3限)

- ・ユネスコ「世界遺産」

<https://www.unesco.or.jp/activities/isan/about-worldheritage/>

- ・外務省「世界遺産条約」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan\\_1.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html)

- ・文化庁「無形文化遺産」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei\\_bunka\\_isan/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/mukei_bunka_isan/)

- ・外務省「無形文化遺産条約」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/mukei/jyoyaku\\_gaiyo.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/mukei/jyoyaku_gaiyo.html)

- ・経済産業省「生物多様性」

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/bio/Seibutsukanri/](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seibutsukanri/)

- ・外務省「生物多様性条約」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

- ・環境省「ABS指針について」

<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

- ・外務省「名古屋議定書」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22\\_002805.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_002805.html)